



目 次	ページ
規 則	
◎高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○県統計調査の実施及び告示の廃止 ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	2
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	3
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 ( " )	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	4
	〈4・15掲示〉
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	4
○土地改良区の役員の退任 ( " )	5
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) ( " )	5
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	5

規 則

高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県統計調査員の設置に関する規則（平成21年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「求められた者は」を「求められた個人又は法人その他の団体は」に、「者が」を「個人が」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年5月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第277号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
看護系学校状況調査
- 調査の目的  
保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「政令」という。）第14条第1項（政令第20条において読み替えて準用する場合及び政令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告（通知を含む。）を補充し、県内の看護師等学校養成所の入学者の状況及び卒業後の進路を把握して、看護行政に係る業務の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲  
（1） 地域  
県内全域  
（2） 単位  
学校又は養成所  
（3） 属性  
政令第13条第1項に規定する指定学校養成所及び政令第18条の指定を受けた准看護師養成所（以下「看護師等学校養成所」という。）
- 報告を求める事項及びその基準となる期日  
（1） 報告を求める事項  
ア 入学者の状況  
イ 卒業者の状況  
ウ 卒業生の就職状況等  
（2） その基準となる期日  
平成31年4月1日
- 報告を求める者  
（1） 数  
約15校  
（2） 選定方法  
政令第14条第1項の規定による報告（通知を含む。）が必

- 要な県内の看護師等学校養成所の一覧により選定する。
  - 報告を求めるために用いる方法  
（1） 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。  
（2） 調査方法  
郵送及びファクシミリによる調査
  - 報告を求める期間  
平成31年4月下旬から同年5月31日まで
- 高知県告示第278号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、平成31年3月高知県告示第214号（県統計調査の実施）は、廃止する。
- 平成31年4月26日
- 高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
高知県脳卒中患者実態調査
- 調査の目的  
県内の脳卒中発症に係る課題を把握し、脳卒中医療の提供体制を構築する上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲  
（1） 地域  
県内全域  
（2） 単位  
医療機関  
（3） 属性  
脳卒中急性期の患者を受け入れている医療機関
- 報告を求める事項及びその基準となる期間  
（1） 報告を求める事項  
ア 医療機関名  
イ 脳卒中連携パスの利用の有無  
ウ 患者属性  
エ 入院日  
オ 発症時間、来院時間及び発症から来院までの時間  
カ 脳卒中の発症区分  
キ t-P A使用の有無  
ク 基礎疾患の状況  
ケ 合併症の有無  
コ 喫煙状況  
サ 飲酒状況  
シ 搬送及び入院の区分  
ス 退院日  
セ 転帰の状況  
（2） その基準となる期日  
毎月末日現在
- 報告を求める者

<p>(1) 数 約30医療機関</p> <p>(2) 選定方法 高知県保健医療計画における脳卒中センター及び脳卒中支援病院一覧により選定する。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎月翌月1日から10日(同日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日等以外の日)まで</p> <p><b>高知県告示第279号</b> 平成30年10月高知県告示第805号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年4月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村東石原2093番地 イ 氏名 中町 高德</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6941番地 イ 氏名 和田 四郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町東石原1666番地 イ 氏名 窪内 俊雄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜1430番地10 イ 氏名 山中 義吉</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市千代田町16番6号 イ 氏名 仁井田 英幸</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>土佐郡土佐町西石原1180番地 イ 氏名 仁井田 米稔</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 仁井田 専次</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中町 権次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原94番屋敷 イ 氏名 仁井田 多藏</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村西石原1180番地 イ 氏名 仁井田 昭</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原106番屋敷 イ 氏名 森本 兼太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村芥川66番地 イ 氏名 筒井 繁松</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村芥川66番地 イ 氏名 筒井 繁松</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高知市鏡小浜377番地13 イ 氏名 仁井田 正</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村芥川4番屋敷 イ 氏名 筒井 友次</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村芥川5番屋敷 イ 氏名 岡林 登女次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村芥川59番地</p>	<p>イ 氏名 岡林 熊右エ門</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村芥川59番地 イ 氏名 岡林 世知</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 東京都中野区中野一丁目50番8号 イ 氏名 高橋 圭司</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村瀬戸601番口号地 イ 氏名 岡林 留五郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町三丁目21番18号 イ 氏名 仁井田 耕一</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高松市上福岡町661番地1 イ 氏名 窪田 充</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 高松市上福岡町661番地1 イ 氏名 窪田 容子</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉己1155番地23 イ 氏名 西村 憲二</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町馬瀬572番地 イ 氏名 岡村 登</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 長岡郡天坪村馬瀬860番地 イ 氏名 藤川 重高</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町323番地 イ 氏名 高橋 孝</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 長岡郡天坪村馬瀬418番地 イ 氏名</p>
--	---	---

岡林 喜代子  
 (29)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡天坪村馬瀬418番地  
 イ 氏名  
 岡林 役治  
 (30)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡天坪村馬瀬418番地  
 イ 氏名  
 岡林 友喜  
 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和58年2月農林水産省告示第203号  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第280号**

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成31年5月及び6月）の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定により、平成31年5月1日から同年6月30日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。  
 平成31年4月26日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年4月26日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字地主越1995番2地先から 高知市土佐山高川字	前	13.4 }	70
		30.4	

地主越1995番1地先まで			
高知市土佐山高川字地主越1995番2から 高知市土佐山高川字地主越1995番1まで	後	30.4 } 50.2	70
高知市土佐山高川字久礼木2019番4から 高知市土佐山高川字久礼木2017番4まで	前	9.9 } 36.4	273
	後	17.5 } 137.1	273

**高知県告示第282号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年4月26日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字高岩差シ2037番1から 高知市土佐山高川字コトノ左古2040番1まで	前	10.5 } 33.1	180
	後	11.5 } 44.5	180
高知市土佐山高川字地主越2004番1地先から 高知市土佐山高川字地主越1995番2まで	前	14.8 } 67.8	400

高知市土佐山高川字地主越2004番1から 高知市土佐山高川字地主越2000番2まで	後	28.6 } 130.4	400
高知市土佐山高川字樽548番1地先から 高知市土佐山高川字岡屋敷1947番1地先まで	前	12.1 } 47.0	140
高知市土佐山高川字樽548番1から 高知市土佐山高川字岡屋敷1947番1まで	後	23.4 } 61.0	140

**高知県告示第283号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年4月26日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3118番1から 安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3117番38まで	前	4.0 } 9.4	185
	後	14.7 } 23.8	185

**高知県告示第284号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年4月26日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町貝ノ川 床鍋字禰ノ木畑663 番2から 高岡郡津野町貝ノ川 床鍋字妙見668番4 まで	前	4.7 }	144
	後	7.3 }	
		18.0	

高知県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年4月26日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字宮ノ前乙 50番3から 土佐清水市宗呂字大サコ乙 448番1まで	696	平成31年4月26 日

高知県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定によ  
り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に  
おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す  
る。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称

高知市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事  
業（高知市公共下水道）

- 3 事業施行期間

昭和45年6月2日から平成36年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

平成29年3月10日高知県告示第160号の事業地から高知市  
五台山字西倉谷汐田、字大嶋山、字大嶋山ノ部及び字八丁西  
ノ部、高須絶海、十津一丁目並びに仁井田字法如坊を削る。

- (2) 使用の部分

平成29年3月10日高知県告示第160号の事業地に高知市横  
内字鍋蓋、字北大内及び字ハゲ田、西塚ノ原字平田、字口細  
及び字フキ谷、朝倉甲字勝負ノ川、字蝦ケ橋及び字九反ケ  
坪、朝倉乙字南松田並びに朝倉戊字正吉、字山崎、字南門  
田、字棚田及び字植地内を加え、同事業地のうち同市横内字  
北木ノ峯、字松ケ谷及び字中澤、長浜字イナハ、字山根、字  
イナハ山、字イヤ屋敷、字コヤロ、字ツキ山、字ヘエノ内、  
字藻洲潟、字モスカタ山、字塩浜、字間野、字亀岩、字向  
山、字向山イノハナ、字幸内屋敷、字江田、字高屋舗、字向  
山内田、字芝、字芝屋敷、字菖蒲谷、字正円寺、字正法寺、  
字赤田、字赤田前、字中橋、字辻屋敷、字天保寺山、字天甫  
寺、字天甫寺前、字東新開、字南江口、字二反田、字馬場ノ  
元、字馬場脇、字米ノ内、字門前、字フモト、字ツルタ及び  
字北塩屋、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島四丁目、高須字佐  
右衛門塩田南ノ丸及び字大谷前潮田、大津字大潮田一ノ折  
乙、字西五反田丸乙、字東五反田丸乙、字西沖田乙、字東沖  
田乙、字芳ケ久保乙、字北池ノ内乙、字南池ノ内乙、字金崎  
乙、字水張ケ裏乙、字表ノ町乙、字菱池論乙、字鍛冶給田  
乙、字中ノ町乙、字下ノ町乙、字表古塩田乙、字池田丸乙、  
字七反田丸乙、字八反田甲、字和田甲、字平田甲、字花蔵坊  
甲及び字尾目路甲、介良字山屋敷甲、字山ノ後乙、字鎌島  
乙、字城ノ前乙、字赤入道乙、字丸山乙及び字西ノハナ乙、  
北秦泉寺字吉弘、字坂本、字谷ノ内、字仁井田、字久保、字  
八幡田、字日ノ岡、字松葉谷、字松ノ木、字妙見ノ下、字淋  
シ谷及び字前里、中秦泉寺字鍛冶屋ケ内、字新屋敷及び字長  
島、前里字前里、朝倉鴨部高町、鴨部上町、鴨部一丁目、曙  
町一丁目、曙町二丁目、朝倉本町一丁目、朝倉南町、朝倉甲  
字船戸及び字中通、朝倉乙字藤ノ木及び字福止、若草町、若  
草南町、槇山町、神田字岩ノ下、字神母メン、字下ハケドメ  
及び字中屋敷、みづき一丁目、円行寺字姥ケ淵、西久万字水  
谷西路、字西ノ宮、字山路、字蟻ケ谷及び字寺分、中万々字  
城跡、字比良松及び字城ノ下、浦戸字赤田、大津甲字法隨及  
び字笠松並びに五台山字大島山ノ部、字八丁西ノ部及び字大

嶋山地内において事業地を変更し、同事業地から同市西久万  
字高野口及び字高野谷、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁  
目、十津五丁目、十津六丁目、仁井田字塩船小路、字菊ケ  
裏、字舟倉、字新築、字神母前、字西窪、字川尻、字大石  
谷、字築地及び字法如坊、種崎字久方、字浦ノ町、字下ユ、  
字下桃園、字勘洲堀、字御神母、字上ユ、字上桃園、字赤  
井、字地蔵辻、字板倉及び字蛭子ノ松、大津甲字谷、字蛇  
頭、字北馬場及び字車ケ元並びに五台山字成田山及び字八助  
汐田を削る。

-----  
公 告  
-----

平成31年4月15日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員  
長由比智一から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知が  
あったので、公表する。

平成31年4月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件  
3月8日提出の19春闘要求書の貫徹について
- 2 日時  
平成31年4月30日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小  
期間にわたる期間
- 3 場所  
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ  
り、西佐古土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届  
出があった。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	島崎 義幸	香南市野市町西佐古566番地1
〃	島村 雅夫	〃 〃 633番地
〃	溝渕 勇作	〃 〃 689番地
〃	入野 一雄	〃 野市町東佐古86番地
〃	入野 正博	〃 〃 48番地
〃	松村 憲明	〃 〃 636番地2
〃	松村 洋祐	〃 〃 413番地
〃	永森 優	〃 〃 1271番地
監事	森田 房夫	〃 野市町西佐古584番地2
〃	入野 淳一	〃 野市町東佐古212番地

(就任)  
 理事 島崎 義幸 香南市野市町西佐古566番地 1  
 " 島村 雅夫 " " 633番地  
 " 溝渕 勇作 " " 689番地  
 " 入野 一雄 " 野市町東佐古86番地  
 " 入野 正博 " " 48番地  
 " 松村 憲明 " " 636番地 2  
 " 松村 洋祐 " " 413番地  
 " 池田 稔 " " 1433番地  
 監事 森田 房夫 " 野市町西佐古584番地 2  
 " 入野 淳一 " 野市町東佐古212番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、父養寺井土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
----	----	-----

(退任)  
 理事 杉村 敬介 香南市野市町大谷441番地 1  
 " 西内 大 " 野市町母代寺210番地  
 " 立花 諸人 " " 74番地 1  
 " 公文 諭 " 野市町大谷214番地  
 " 村田 正博 香美市土佐山田町町田222ノ1番地  
 " 濱田 詔三 " 土佐山田町加茂308番地  
 監事 田原 尚之 香南市野市町西野54番地  
 " 井澤 幹夫 " 野市町大谷325番地

(就任)  
 理事 杉村 敬介 香南市野市町大谷441番地 1  
 " 西内 大 " 野市町母代寺210番地  
 " 立花 諸人 " " 74番地 1  
 " 公文 諭 " 野市町大谷214番地  
 " 村田 正博 香美市土佐山田町町田222ノ1番地  
 " 濱田 詔三 " 土佐山田町加茂308番地  
 監事 中澤 紀明 香南市野市町西野77番地 5  
 " 井澤 幹夫 " 野市町大谷325番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香我美中北部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
----	----	-----

(退任)  
 理事 國常 憲次 香南市香我美町山北2668番地 1  
 " 近森 一夫 " " 664番地 2  
 " 黒岩 友和 " " 1175番地 2  
 " 三浦 恵子 " 香我美町中西川416番地  
 " 三浦 啓司 " " 418番地  
 " 大倉 康由 " " 1759番地  
 " 信吉 孝彦 " " 862番地  
 監事 常石 二夫 " " 1810番地  
 " 都築 隆 " 香我美町山北1415番地

(就任)  
 理事 國常 憲次 香南市香我美町山北2668番地 1  
 " 近森 一夫 " " 664番地 2  
 " 黒岩 友和 " " 1175番地 2  
 " 三浦 恵子 " 香我美町中西川416番地  
 " 竹村 隆夫 " " 366番地 2  
 " 大倉 康由 " " 1759番地  
 " 信吉 孝彦 " " 862番地  
 監事 常石 二夫 " " 1810番地  
 " 都築 隆 " 香我美町山北1415番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市蕨岡土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
----	----	-----

理事 景平 俊之 四万十市蕨岡甲727番地  
 " 高崎 保史 " " 甲1533番地  
 " 景平 耕二 " " 甲689番地  
 " 渡辺 拓 " " 甲3689番地  
 " 谷崎 友一 " " 甲1072番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成31年4月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を平成31年4月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、中村市蕨岡土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
----	-----

景平 俊之 四万十市蕨岡甲727番地  
 高崎 保史 " " 甲1533番地  
 景平 耕二 " " 甲689番地  
 渡辺 拓 " " 甲3689番地  
 谷崎 友一 " " 甲1072番地